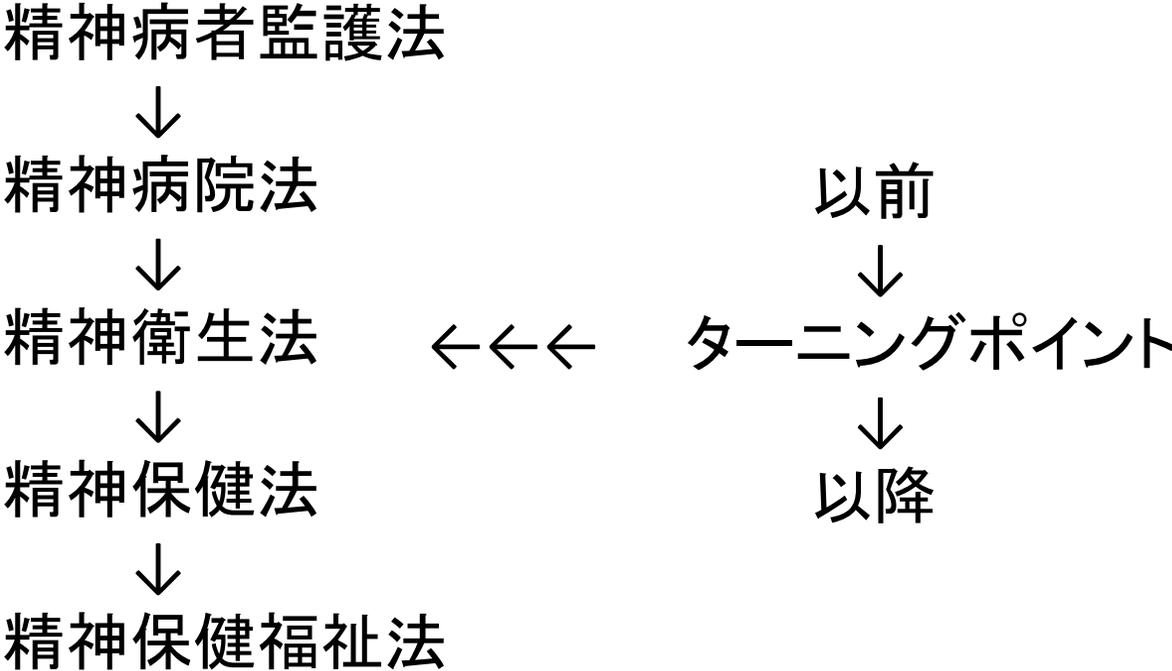


「精神保健福祉に関する制度とサービス」

精神保健福祉法周辺に関する資料

精神保健福祉法までの流れ

精神保健福祉法までの流れ



「衛生」

健康を守り、
病気の予防をはかること。
清潔に保つこと。

精神保健福祉法までの流れ

日本国憲法（1946年） ⇒⇒⇒ 第二十五条

精神衛生法（1950年）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、
社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

精神保健福祉法までの流れ

精神衛生法 (1950年)

衛生 … ≠ 社会福祉
≠ 社会保障

医療の要素が強い法律

精神障害者に医療及び保護を提供する法

私宅監置の廃止

措置入院制度

都道府県に精神病院設置義務

都道府県に精神衛生相談所の任意設置規定

精神衛生鑑定医制度

精神保健福祉法までの流れ

精神衛生法

精神衛生法では、医療・保護に洩れるもののいないようにし、
また、医療・保護の実施上、やむをえない程度の心身の自由の制限について、
無用の混乱、争等の生ずることのないようにする。

精神病患者(精神病質者)を精神障害者として再定義した。

(同時に精神薄弱者:知的障害者も定義)

精神保健福祉法までの流れ

精神衛生法 提案理由

正常な社会生活を破壊する危険のある精神障害者全般をその対象としてつかむことといたしました。

従来の狭義の精神病患者だけでなく、精神薄弱者および精神病質者をも対象に加えたのであります。

第二に、従来の座敷牢による私宅監置の制度を廃止して、長期にわたって自由を高速する必要のある精神障害者は、精神病院または精神病室に收容することを原則といたしました。

精神保健福祉法までの流れ

- ①私宅監置の廃止
- ②措置入院制度
- ③都道府県に**精神病院**設置義務
- ④都道府県に精神衛生相談所の任意設置規定
- ⑤精神衛生鑑定医制度

私宅監置



精神病患者監護法(1900年)

精神病院



精神病院法(1919年)

精神保健福祉法までの流れ

相馬事件(1894年) ⇒ 精神病患者監護法(1900年)

(藩主)相馬誠胤(そうまともたね)の統合失調症(推定)の症状が悪化したため、家族が宮内省に自宅監禁を申し入れ、以後自宅で監禁、後に癲狂院へ入院。

藩士の錦織剛清(にしごりたけきよ)が主君の病状に疑いを持ち、家族による不当監禁であるとして関係者を告発。

錦織が相馬誠胤が入院していた東京府癲狂院に侵入。
相馬誠胤の身柄の奪取に成功するものの一週間で逮捕。

相馬誠胤が病死。錦織はこれを毒殺によるものとし、再び相馬家の関係者を告訴。

錦織が逆に相馬家側より訴えられ、有罪。

精神保健福祉法までの流れ

精神病患者監護法(1900年)

座敷牢に関する規定が全くなかった。



不当監禁をなくそう！

- ①監護義務者
- ②私宅・病院の監置：警察署を経て地方長官の許可が必要
- ③行政官庁に監置の監督権限
- ④監護の費用は被監護者の負担

精神保健福祉法までの流れ

呉秀三 ⇒ 精神病院法(1919年)

私宅監置を公認している精神病者監護法に代えて、精神科病院の設置を推進しよう。

『精神病者私宅監置の実況及況及ビ其統計的観察』

1910～1916年にかけて行われた精神障害者の私宅監置に関する全国実態調査について。

精神障害者のおかれた状況を三種類に分類。

- ①私宅または、一般病院で医療を受けている精神障害者⇒『資産階級の、ほんの一部』
- ②私宅監置の有無に関わらず、全く医療を受けていない精神障害者
- ③神社仏閣で祈祷、禁厭、水治法などを受けている精神障害者

精神保健福祉法までの流れ

精神病院法(1919年)

私宅監置を公認している精神病患者監護法に代えて、精神科病院の設置を推進しよう。

しかし、大阪、鹿児島、神奈川、福岡などの数か所にしか建設されなかった。

1929年 世界恐慌

1931年 満州事変

さらに1939年 第二次世界大戦

戦争により、一般病院も閉鎖を余儀なくされた。

栄養失調などで死亡した入院患者も多数いたとされている。

精神保健福祉法までの流れ

精神病患者監護法(1900年)

精神病院法(1919年)

精神衛生法(1950年)



精神保健福祉法までの流れ

精神衛生法(1950年)



精神衛生法改正(1965年)

1950年 医療法改正 民間病院は税制上の優遇措置

1954年 精神病院開設国庫補助制度

1958年 精神科特例 医師1/3 看護師2/3

1961年 措置入院費用の国庫負担1/2から8/10へ

精神保健福祉法までの流れ

精神衛生法(1950年)



精神衛生法改正(1965年)

- ①保健所が精神衛生業務
- ②精神衛生センターを設置
- ③通院医療費公費負担制度

日本精神病院協会や日本精神神経学会等は向精神病薬の開発や新たな治療法への取り組みが進展する中、精神疾患に係る発生の予防、治療、社会復帰までの総合的な内容を取り込んだ改正への準備を進めていた

(1964年) 精神衛生審議会

「精神衛生法改正に関する答申書」

作業療法などのリハビリテーションを取り入れた、リハビリテーション機能を強化した、社会復帰施設の設置をしてはどうか？

(1964年) ライシャワー事件

米国中日大使ライシャワー氏が精神科治療歴のある19歳の日本人青年に右大腿部を刺されて重傷を負う。

精神保健福祉法までの流れ

宇都宮病院事件など ⇒ 精神保健法(1987年)

宇都宮病院事件(1984年)

入院患者が2名看護職員等の暴行によって死亡した。

国会で取り上げられ、国内外で報じられ、国際批判が高まった。

国際人権連盟は「国際人権B規約」義務不履行を指摘。日本政府を非難。

日本政府は稀なケースであると反論。

障害者インターナショナルと国際法律家委員会と特裁保健専門職委員会が合同調査。

精神保健福祉法までの流れ

精神保健法(1987年)

論点

入院形態・入院手続き

入院患者に関わる人権保障制度

行動制限について

自由入院と行動制限について

精神衛生鑑定医の役割

精神病院に対する指導・監督

精神障害者の社会復帰の促進

地域精神保健対策の推進

精神障害者の定義

その他

精神保健福祉法までの流れ

精神保健法(1987年)

精神障害者の
「社会復帰の促進」
「福祉の増進」

精神保健法の附則に
「施行後5年後を目処に見直し」

改正点

- ①入院形態の改正(任意入院制度新設)
- ②入院時等における書面告知制度新設
- ③精神保健指定医制度(旧精神衛生鑑定医)
- ④精神医療審査会新設
- ⑤精神障害者社会復帰施設を規定

精神保健福祉法までの流れ

精神保健法改正(1993年)

①精神障害者の社会復帰への配慮

社会復帰施設の設置者は連携を図り協力すること

②地域生活援助事業(グループホーム)の法定化

第二種社会福祉事業として法定化

③精神障害者社会復帰促進センターの新設

社会復帰の促進のための研究開発の法人を全国で一か所指定できる。(全家連。)

④保護義務者の名称変更等

保護義務者の名称を保護者に変更。

精神保健福祉法までの流れ

精神保健法改正(1993年)

⑤定義の変更

「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有するもの」

⑥大都市特例

都道府県の業務を政令指定都市に委譲する

⑦施設外収容禁止規定の削除

身体合併症などの人のために、一般病棟にも入院可

⑧障害者の欠格条項の見直し

放射線技師、栄養士、調理師、製菓衛生士の免許、ケシの栽培許可を、
絶対的欠由から相対的欠格事由へ

精神保健福祉法までの流れ

障害者基本法(1993年)

精神保健福祉法(1995年)

精神保健福祉法までの流れ

障害者基本法(1993年)

第2条 障害者の定義

この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は**精神障害**(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

附帯決議

「精神障害者のための施策が、その他の障害者のための施策と均衡を欠くことのないよう、特に、社会復帰及び福祉面の施策の推進に努めること」

障害者基本法までの流れ

心身障害者対策基本法(1970年)⇒ 障害者基本法(1993年)

障害者が個人の尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する者である。
国民の障害者に対する正しい理解を深めるための施策。

障害発生の予防や施設収容などの保護に主眼が置かれている。
精神障害者は含まれていない。

障害者基本法までの流れ(海外)

心身障害者対策基本法(1970年)



(1975年)障害者の権利宣言



(1981)国際障害者年



(1990年)ADA法



障害者基本法(1993年)

障害者の権利について→人権、尊厳の尊重など
市民権、政治的参加権、リハビリを受ける権利
経済的保障を受ける権利、社会的な活動へ参加する権利

「完全参加と平等」がテーマ

- ・身体的にも精神的にも社会に適応できるように援助する
- ・障害者が仕事につき、社会に参加できるようにする
- ・社会生活に参加できるように調査研究プロジェクトを推奨する
- ・権利について一般市民の理解を深めること
- ・障害の発生予防とリハビリ対策を推進する

「障害をもつアメリカ人法」

アメリカで、障害を理由とする差別を禁止。

精神保健福祉法までの流れ

障害者基本法(1993年)

- ①障害者の取り扱いについてではなく、権利主体としての障害者
- ②障害者の自立の促進と社会経済活動への参加の促進
- ③種別にかかわらず、すべての障害者が対象である
- ④基本計画の策定
- ⑤障害者基本計画について審議する障害者施策推進協議会
- ⑥国は国会に、障害者のために講じた施策に関する年次報告書を提出すること
- ⑦国、地方公共団体に対し、雇用の促進、住宅の確保、公共施設の利用、情報の利用等に必要な施策の義務
- ⑧国連の「障害者の権利宣言」採択日を「障害者の日」にする

精神保健福祉法までの流れ

精神保健福祉法(1995年)

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

①建物(センター)・組織(人物)

②医療・保護

③保健・福祉

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

②医療・保護

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

②医療・保護

任意入院

医療保護入院

応急入院

措置入院

行動制限(隔離・身体拘束)

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

任意入院

精神障害者を入院させる場合には、
本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

- ①入院中の権利を書面で説明し(入院に際してのお知らせ)、入院同意書を得ること
- ②任意入院患者から退院の申し出があった場合、退院させなければならない
- ③もし入院継続の必要性を判定した場合は(指定医)72時間に限り退院制限【特例措置】
- ④(特定医師の場合12時間の【特例措置】)
- ⑤入院継続の際は「入院継続に関してのお知らせ」で通知する

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

任意入院

「(任意)入院に際してのお知らせ」

- 1 本人の**同意に基づく入院**である
- 2 **手紙**や**ハガキ**のやりとりは自由(危険物がある可能性があるときはNG)
- 3 **人権擁護**の行政職員や、弁護士との**電話及び面会の自由**
- 4 治療上必要があるときは**開放制限**がありえる(基本的に開放処遇)
- 5 治療上必要があるときはあるとき**身体拘束**があり得る
- 6 **退院の自由**(ただし特例措置があり得る)
- 7 入院や処遇に納得がいけない場合は、都道府県知事に**改善請求**ができる

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

医療保護入院

自傷他害の恐れはないが、医療及び保護の必要な精神障害者の入院を本人の同意が得られないため、**その家族等**の同意に基づいて行う

「その家族等」**配偶者**

親権を行う者

扶養義務者

後見人および保佐人

市町村長(それらの家族等がいらないor意思表示ができない場合)

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

医療保護入院

医療保護の場合も、4週間以内に「(医療保護)入院に際してのお知らせ」を書面で告知

都道府県知事に「医療保護入院者の**入院届**」を届け出る(同意書を添付、保健所長を経由)

退院の際も**都道府県知事**に「医療保護入院者**退院届**」を届け出る(保健所を経由)

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

応急入院

直ちに入院させなければ患者の医療及び保護を図るうえで著しく支障がある場合、本人及びその家族等の同意ができない場合、指定医(特定医師)の判断により72時間(特定医師は12時間)応急入院指定病院に入院することができる。

- ①医療と保護の観点から入院措置に急速を要するものであって、任意入院が見込めない者
- ②本人に対して「入院に際してのお知らせ」で告知を行う
- ③都道府県知事に「応急入院届」を届け出る(保健所長を経由)

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

措置入院

自傷他害のおそれのある精神障害者を都道府県知事の権限によって強制的に入院させる。

自傷 自殺企図等の自己の生命や身体を害する行為

他害 他人の生命、身体、自由、貞操、名誉、財産等に害を及ぼす行為

精神障害者であり、かつ自傷他害のおそれのあるものを入院させるには、
2名以上の指定医の診察の結果が自傷他害のおそれがあると一致した場合。

措置入院、緊急措置入院を行った場合、の入院に要する費用は、**公費負担**。
(各医療保険制度による給付との調整を前提とする)

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

行動制限(隔離・身体拘束)

精神科病院の管理者は、措置入院、医療保護入院、任意入院等の入院形態の種別を問わず、医療又は保護に欠くことのできない程度において、入院患者に対し必要な行動制限を行うことができる。

ただし、信書の発受の制限、

都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限は行うことができない。

(郵便物等に刃物や薬物等の異物があきらかに同封されている場合は、

本人に郵便物を開封させ、異物を取り除いたうえで郵便物を渡し、それを記録する)

指定医が認めないと行えない行動制限→隔離・身体拘束

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

行動制限(隔離・身体拘束)

【隔離】

患者本人の病状から、**本人または周囲に危険が及ぶ可能性が高く**、隔離以外の方法でその危険性を回避することが極めて困難であると判断された際に、**自らの意志では退室することができない個室**に入室させて他の患者から遮断する行動制限。

【身体(的)拘束】

当該患者の**生命の保護**および重大な**身体損傷を防ぐ**ための身体の一時的抑制であって、他に代替方法がない場合のみに行われる行動制限。

指定医が行動制限をした場合に必要な記録内容

- ①指定医の名前
- ②行動制限の内容
- ③開始日時と時刻
- ④解除日時と時刻
- ⑤行動制限を行ったときの症状

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

①建物(センター)・組織(人物)

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

①建物(センター)・組織(人物)

精神保健福祉センター

地方精神保健福祉審査会

精神医療審査会

精神保健指定医

精神科病院設置義務

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神保健福祉センター

都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。

都道府県と指定都市に必置義務

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神保健福祉センター

- 1 精神保健及び精神障害者の福祉に関する**知識の普及**を図り、**調査研究**を行うこと。
- 2 精神保健及び精神障害者の福祉に関する**相談及び指導**のうち**複雑又は困難なもの**。
- 3 **精神医療審査会**の事務を行うこと。
- 4 精神障害者保健福祉**手帳**の申請に対する決定、及び精神障害者に対する総合支援法に規定する**自立支援医療費**の支給認定に関する事務のうち**専門的な知識及び技術を必要とするもの**を行うこと。
- 5 総合支援法の規定により、市町村が**障害福祉サービスの支給要否決定**を行うに当たり**意見を述べる**こと。
- 6 総合支援法の規定により、市町村に対し**技術的協力**とその他必要な援助を行うこと。

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

地方精神保健福祉審査会

- 1 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、
都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関
(以下「地方精神保健福祉審議会」という。)を置くことができる。
- 2 地方精神保健福祉審議会は、**都道府県知事の諮問に答える**ほか、
精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して
都道府県知事に意見を具申することができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し
必要な事項は、**都道府県の条例**で定める。

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神医療審査会

- 1 都道府県に精神医療審査会を設置する。
- 2 精神科病院の管理者から医療保護入院の届け出があったとき、ならび、措置入院者および医療保護入院者の定期病状報告があったとき、その入院の必要性に関する審査を行い、結果を都道府県知事に通知する。
- 3 入院中の者、その家族から退院請求や処遇改善請求があったとき、その入院、処遇の必要性に関する審査を行い、結果を都道府県知事に通知する。

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神保健指定医

厚生労働大臣は、精神保健指定医を指定する。

国家公務員法第55条

公務員の任命権は「内閣、各大臣、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属する」とされる。

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神保健指定医の職務

- ① 任意入院患者の入院継続の必要性の判定
- ② 措置入院患者の入院継続の必要性の判定
- ③ 医療保護入院の必要性の判定
- ④ 任意入院の必要性の判定
- ⑤ 行動制限の必要性の判定
- ⑥ 措置入院患者の定期報告のための診察
- ⑦ 医療保護入院の定期報告のための診察
- ⑧ 措置入院患者の一時退院の判定

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神保健指定医の職務(公務員として)

- ① 措置入院の必要性の判定
- ② 措置入院のための移送の際の行動制限の必要性の判定
- ③ 措置入院の継続の必要性の判定
- ④ 措置入院、医療保護入院の定期報告に対し、精神医療査会が必要と判断した際の診察
- ⑤ 立ち入り検査、質問、診察(厚生労働大臣・都道府県知事が必要と判断した場合)
- ⑥ 任意入院、医療保護入院、移送による医療保護入院、応急入院の患者の診察と入院継続の必要性の判定(厚生労働大臣・都道府県知事が必要と判断した場合)
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳の返還命令(都道府県知事)を出す際の診察

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神科病院設置義務

- 1 都道府県は精神科病院を設置しなければならない。
- 2 ただし都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人が精神科病院を設置している場合には、当該都道府県については、前項の規定は、適用しない。

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神科病院設置義務

- 1 国等以外の者が設置した精神科病院であって厚生労働大臣の定める基準に適合するものを都道府県が設置する精神科病院に代わる施設(以下「**指定病院**」という。)として指定することができる。
- 2 **措置入院**が必要な者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

③保健・福祉

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

③保健・福祉

精神障害者保健福祉手帳

相談・指導

精神保健福祉相談員

精神障害者社会復帰促進センター

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神障害者保健福祉手帳

手帳のメリット

- ①税制の優遇措置(所得税や住民税の障害者控除)
- ②生活保護の障害者加算(障害程度の判定)
- ③公共施設の入場料や公共交通機関の運賃等の割引
- ④各企業による割引(電話等の通信料金割引等)

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神障害者保健福祉手帳

交付申請

- ・ 医師の診断書(初診日から6ヶ月以上経過) →精神保健福祉センターの等級判定
 - ・ あるいは障害年金の年金証の写し →障害年金の等級判定に合わせる
- + 本人の写真を手帳交付申請書に添付

- ①居住地の市町村長を経て、都道府県知事に提出。
- ②2年ごとに精神障害の状態であることと都道府県知事の認定を受ける
- ③精神障害の状態でなくなった場合は、速やかに手帳を返還

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

相談・指導

【精神障害についての正しい知識の普及】

精神障害者の社会復帰および自立と社会参加を促進していくためには、

地域住民の理解と協力が必要不可欠。

精神障害に対する正しい知識の普及、

精神障害者への誤解や偏見を除去していくことが喫急の課題。

都道府県及び市町村は精神障害について正しい知識の普及に努めること。

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神保健相談員

《配置先》

- ①精神保健福祉センター
- ②保健所
- ③そのほかこれに準ずる施設

《任用資格》

- ①精神保健福祉士
- ②大学において社会福祉、心理学の課程を修め
知識、経験を有するもの
- ③医師
- ④厚生労働大臣指定の講習を修めた保健師で
経験を有するもの

都道府県知事または市町村長がその職員の中から任命する

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神障害者社会復帰促進センター

国や地方公共団体が推進してきた精神障害者施策をさらに充実させていくこと

精神障害者のおかれている現状を最も理解する立場にある**家族等が関与する**

一般社団法人または一般財団法人をセンターとして指定する**ことができる**

精神障害者の社会復帰促進を図るための

訓練および指導等に関する研究開発を行うこと

厚生労働大臣によって全国に**1カ所に限り**指定される

精神保健福祉法(1995年)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

精神障害者社会復帰促進センター

《業務》

- 精神障害者の社会復帰促進に資するための啓発活動および広報活動
- 精神障害者の社会復帰促進を図るための訓練および指導等に関する研究開発
- そのほかの精神障害者の社会復帰促進に関する研究
- 研究開発の成果等の提供
- 精神障害者の社会復帰促進を図るための事業に従事する者等に対する研修の実施